

長岡市福祉保健部福祉総務課長
長岡市財務部資産税課長

長岡市

令和6年能登半島地震災害義援金**義援金の配分を決定しました**

令和6年能登半島地震災害義援金について、「新潟県令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会」において配分計画が決定されました。これは、県内外の企業や団体などから、令和6年能登半島地震で被災された方を支援するために県に寄せられた義援金を被災世帯に配分するものです。

長岡市はこの配分計画に基づき、長岡市災害義援金配分委員会（委員長：大滝副市長）を開催し、被災された世帯への配分について、下記のとおり決定しました。

令和6年能登半島地震災害義援金配分**1 義援金の配分基準（義援金配分委員会により決定）**

区分		配分単価	対象件数 (5月21日 現在)	配分額
人的被害	重傷者	500,000円	1	500,000円
住家被害	半壊	250,000円	5	1,250,000円
	準半壊	100,000円	9	900,000円
	一部損壊	20,000円	627	12,540,000円
合計			642	15,190,000円

2 配分方法・時期

(1) 被害認定調査が済んでいる世帯及び人的被害を受けた方

6月上旬にお知らせ文書を発送、6月下旬から順次振り込み。

(2) 被害認定調査が済んでいない世帯

ご自身で撮影された写真を提出する被害認定調査の申請を受付けます。被害認定調査が済み次第、順次お知らせ文書を発送します。申請方法は市政だより、ホームページなどでお知らせいたします。

問い合わせ

(災害義援金に関すること) 福祉総務課 杉本 TEL 0258-39-2217

(被害認定調査に関すること) 資産税課 金子 TEL 0258-39-2213